

様式 1 公表されるべき事項

国立大学法人茨城大学(法人番号5050005001769)の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 役員報酬の支給水準の設定についての考え方

本学の主要業務は教育・研究事業である。役員報酬水準を検討するにあたって、他の国立大学法人、国家公務員、類似事業を実施している民間法人や独立行政法人等のほか、国・地方公共団体が運営する教育・研究機関のうち、常勤教職員数(当法人848人)や教育・研究事業で比較的同等と認められる、以下の法人等を参考とした。

(1) 国立大学法人宇都宮大学…当該法人は同じ国立大学法人として教育・研究事業を実施している(常勤教職員数618人)。公表資料によれば、令和4年度の長の年間報酬額等は17,117千円であり、公表対象年度の役員報酬規程に記載された本俸額等を勘案すると、17,368千円、同様の考え方により、理事については14,860千円と推定される。

(2) 事務次官年間報酬額…23,235千円

②令和5年度における役員報酬についての業績反映のさせ方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

役員給与規程に定める期末勤勉手当において、国立大学法人評価委員会の法人に対する業績評価の結果、又はその者の職務実績を勘案し、経営協議会の議を経て、学長が期末特別手当の額の100分の10の範囲内でこれを増額し、若しくは減額することができる。

③ 役員報酬基準の内容及び令和5年度における改定内容

法人の長

役員報酬は基本給、通勤手当、単身赴任手当、地域手当及び期末特別手当としている。

通勤手当、単身赴任手当、地域手当は国立大学法人茨城大学教職員賃金規程の例により支払い、期末特別手当については国立大学法人茨城大学役員給与規程に則り、基本給月額、地域手当の月額及び基本給月額に100分の25を乗じて得た額並びに基本給月額、地域手当の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の165、12月に支給する場合においては100分の175の割合を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じた割合を乗じて得た額としている。

なお、令和5年人事院勧告の内容及び財務状況を踏まえ、基本給月額を0.3%引上げ、期末特別手当の支給割合を0.1月分引上げた。

理事

役員報酬は基本給、通勤手当、単身赴任手当、地域手当及び期末特別手当としている。

通勤手当、単身赴任手当、地域手当は国立大学法人茨城大学教職員賃金規程の例により支払い、期末特別手当については国立大学法人茨城大学役員給与規程に則り、基本給月額、地域手当の月額及び基本給月額に100分の25を乗じて得た額並びに基本給月額、地域手当の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の165、12月に支給する場合においては100分の175の割合を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じた割合を乗じて得た額としている。

なお、令和5年人事院勧告の内容及び財務状況を踏まえ、基本給月額を0.3%引上げ、期末特別手当の支給割合を0.1月分引上げた。

理事(非常勤)

非常勤理事の手当額は、日額34,300円としている。

令和5年度人事院勧告の内容及び財務状況を踏まえ、常勤役員の取扱いに準じて日額の引き上げを行った。

監事

役員報酬は基本給、通勤手当、単身赴任手当、地域手当及び期末特別手当としている。

通勤手当、単身赴任手当、地域手当は国立大学法人茨城大学教職員賃金規程の例により支払い、期末特別手当については国立大学法人茨城大学役員給与規程に則り、基本給月額、地域手当の月額及び基本給月額に100分の25を乗じて得た額並びに基本給月額、地域手当の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の165、12月に支給する場合においては100分の175の割合を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じた割合を乗じて得た額としている。

なお、令和5年人事院勧告の内容及び財務状況を踏まえ、基本給月額を0.3%引上げ、期末特別手当の支給割合を0.1月分引上げ

監事(非常勤)

非常勤監事の手当額は、月額134,000円としている。

令和5年度における改定はなし。

2 役員報酬等の支給状況

役名	令和5年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	千円	報酬(給与) 千円	賞与 千円	その他(内容) 千円	就任	退任	
法人の長	17,754	11,616	5,041	813 (地域手当) 277 (通勤手当)			※
A理事	15,637	9,840	4,271	688 (地域手当) 831 (通勤手当)			※
B理事	14,829	9,840	4,271	688 (地域手当) 24 (通勤手当)			※
C理事	14,719	8,496	4,062	1699 (地域手当) 38 (通勤手当) 418 (単身赴任手当)	4月1日	3月31日	◇
D理事	12,868	8,496	3,687	594 (地域手当) 85 (通勤手当)		3月31日	
E理事 (非常勤)	4,630	4,630					
A監事	11,725	7,644	3,317	535 (地域手当) 224 (通勤手当)			
B監事 (非常勤)	1,608	1,608					

注1:「その他」欄には手当等が支給されている場合は、例えば通勤手当の総額を記入する。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄

注3:総額、各内訳について千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

3 役員報酬水準の妥当性について

【法人の検証結果】

法人の長

茨城大学は、自律的でレジリエントな地域が基盤となる持続可能な社会の実現のために、学長のリーダーシップの下、①世界の俯瞰的理解と多様な専門分野の知の追究、②多様な主体を結びつける結節点としての機能強化、③持続可能な環境づくりのための先進的行動の展開を実行することとし、教育、研究、地域連携・グローバル化、大学運営という4つの面で「イバダイ・ビジョン2030」を掲げ取り組みを進めている。

そうした中で茨城大学の学長は教職員数約850人の法人の代表として、その業務を総理するとともに、校務を司り、所属教職員を統督して、経営責任者と教学責任者の職務を同時に担っている。

学長の年間報酬額は、人数規模が同規模である民間企業の役員報酬29,096千円と比較した場合、それ以下であり、また事務次官年間給与額23,235千円と比べてもそれ以下となっている。

茨城大学では、学長の報酬月額を法人化移行前の国家公務員指定職俸給表の俸給月額を踏まえて決定しているが、学長の職務内容の特性は上記のとおり法人化移行前と同等以上であると言え、これまでの各年度における業績評価の結果を勘案したものである。

また、他の同規模の大学の長の報酬水準(宇都宮大学の長の報酬17,368千円)と同水準となっている。

こうした職務内容の特性や他大学等との比較を踏まえると、報酬水準は妥当である。

理事

理事は、学長を補佐して本学の業務を掌理しており、本学の運営に係る重要事項について企画及び立案等を行う職務を担っている。

理事の年間報酬額は、人数規模が同規模である民間企業の役員報酬29,096千円と比較した場合、それ以下であり、また事務次官年間給与額23,235千円と比べてもそれ以下となっている。

茨城大学では、学長の報酬月額を法人化移行前の国家公務員指定職俸給表の俸給月額を踏まえて決定しているが、理事の職務内容の特性は上記のとおり法人化移行前と同等以上であると言え、これまでの各年度における業績評価の結果を勘案したものである。

また、他の同規模の大学の長の報酬水準(宇都宮大学の理事の報酬14,860千円)と同水準となっている。

こうした職務内容の特性や他大学等との比較を踏まえると、報酬水準は妥当である。

理事(非常勤)

理事の年間報酬額は、人数規模が同規模である民間企業の役員報酬29,096千円と比較した場合、それ以下であり、また事務次官年間給与額23,235千円と比べてもそれ以下となっている。

こうした職務内容の特性との比較を踏まえると、報酬水準は妥当である。

監事

茨城大学の監事は、大学が適正な運営を行うため、業務を監査し、監査の結果に基づき、必要があると認められるときは学長又は文部科学大臣に意見を提出する職務を担っている。

監事の年間報酬額は、人数規模が同規模である民間企業の役員報酬29,096千円と比較した場合、それ以下であり、また事務次官年間給与額23,235千円と比べてもそれ以下となっている。

こうした職務内容の特性との比較を踏まえると、報酬水準は妥当である。

監事(非常勤)

監事(非常勤)の報酬額は、常勤監事の本給を基に勤務形態を勘案して決定しており、職責は常勤監事と同等であることから、報酬水準は妥当であると考えられる。

【文部科学大臣の検証結果】

職務内容の特性や国家公務員指定職適用官職、他の同規模の国立大学法人、民間企業等との比較などを考慮すると、役員の報酬水準は妥当であると考えます。

4 役員の退職手当の支給状況(令和5年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	前職
	千円	年	月			
法人の長	該当なし					
A理事	該当なし					
B理事	該当なし					
C理事	該当なし					
D理事	5,111	5	9	R6.3.31	1.0	
E理事 (非常勤)	該当なし					
A監事	該当なし					
B監事 (非常勤)	該当なし					

注:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。
退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄

5 退職手当の水準の妥当性について

【法人の判断理由等】

区分	判断理由
法人の長	該当なし
A理事	該当なし
B理事	該当なし
C理事	該当なし
D理事	当該理事は、平成30年7月1日から令和6年3月31日までの5年9か月間、社会連携・基金運営担当の常勤理事として、地域社会と連携を推進し、「地域創生の知の拠点」としての機能を高めて地域社会のさらなる活性化に貢献した。特に、「アントレプレナーシップ教育プログラム」や「リカレント教育プログラム」などの地域と連携した事業及び教育プログラムを展開や、茨城大学基金の創設等により、寄付金収入の増加にも大きく貢献した。 当該理事の業績勘案率については、これら業績及び国立大学法人評価委員会による評価結果等を総合的に勘案し、経営協議会の議を経て、1.0と決定した。
E理事 (非常勤)	該当なし
A監事	該当なし
B監事 (非常勤)	該当なし

【文部科学大臣の検証結果】

在職期間における法人及び個人の業績などを考慮すると、役員の退職手当の水準は妥当であると考えられる。

6 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

役員給与規程に定める期末勤勉手当において、国立大学法人評価委員会の法人に対する業績評価の結果、又はその者の職務実績を勘案し、経営協議会の議を経て、学長が期末特別手当の額の100分の10の範囲内でこれを増額し、若しくは減額することができる。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 職員給与の支給水準の設定等についての考え方

当該法人職員の給与水準を検討するにあたって、他の国立大学法人等、国家公務員の支給額を参考にした。

(1)国立大学法人宇都宮大学…当該法人は教育・研究事業等において類似する国立大学法人であり、法人規模についても同等(常勤教職員数618人)となっている。

(2)国家公務員…令和5年度において、国家公務員のうち行政職俸給表(一)の平均給与月額 は404,015円となっており、全職員の平均給与月額は412,747円となっている。

また、職種ごとに設定したポイント数に基づき各部局等に配分したポイント数内で採用及び昇進を行うポイント制を活用することにより、適切な人件費管理を行っている。

② 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

事務系職員・技術系職員に対しては、国立大学法人茨城大学職員人事評価規程に基づく人事評価等の結果を考慮し、昇給及び昇格の実施並びに勤勉手当の成績率を決定している。

教員に対しては、国立大学法人茨城大学教員の勤勉手当の支給に係る勤務評価規程及び国立大学法人茨城大学教員の業績評価に関する規程に基づく勤務評価等の結果を考慮し、反映している。

年俸制適用教員及び旧年俸制適用教員に対して、事業年度中の外部資金等の間接経費獲得額に応じて、翌年度に外部資金等獲得調整額を支給している。

③ 給与制度の内容及び令和5年度における主な改定内容

国立大学法人茨城大学教職員賃金規程に則り、基本給、職務給(基本給の調整額、管理職手当、職務付加手当、初任給調整手当、義務教育等教員特別手当、教職調整額、高所作業手当、異常圧力内作業手当、教員特殊業務手当、教育実習等指導手当、多学年学級担当手当、教育業務連絡指導手当、業務付加手当、入試手当、期末手当、勤勉手当)及び諸手当(扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、地域手当、広域人事交流手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、クロスアポイントメント手当)としている。

期末手当については、基本給、基本給の調整額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額及び広域人事交流手当の月額の合計額に役職段階別加算額及び管理職加算額を加算した額を基礎として、6月に支払う場合においては100分の120、12月に支払う場合においては100分の125を乗じた額(特定幹部教職員にあっては、6月に支払う場合においては100、12月に支払う場合においては100分の105を乗じて得た額)に、基準日以前6箇月以内の期間における在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。

勤勉手当については、勤勉手当基礎額(基本給、基本給の調整額並びにこれらに対する地域手当の月額及び広域人事交流手当の月額の合計額に役職段階加算額(特定幹部教職員にあっては、その額に管理職加算額を加算した額)に、基準日以前6箇月以内の期間における在職期間に応じた割合及び勤務成績に応じた割合を乗じて得た額としている。

なお、令和5年度では、以下のとおり改定を実施した。

○令和5年度人事院勧告の内容及び財務状況を踏まえ、以下について実施した。

- ・基本給月額については、初任給を1,100円引上げ、若年層に重点を置いて平均1.1%引上げた。
- ・一部の号給に対して、基本給の調整額を引き上げた。
- ・12月期の期末手当の支給月数を0.05月引上げた。
- ・6月期の勤勉手当の支給月数を0.05月引上げた。
- ・初任給調整手当を対象期間区分ごとの手当を300円引上げた。
- ・地域手当の率を令和5年度に限り1%引下げた。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	令和5年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
千円	千円	千円	千円	千円		
常勤職員	540	48.9	8,052	5,828	131	2,224
事務・技術	197	42.2	5,949	4,377	134	1,572
教育職種 (大学教員)	278	55.3	9,794	7,018	143	2,776
技能・労務職種						
教育職種 (附属高校教員)	20	42.7	7,766	5,716	65	2,050
教育職種 (附属義務教育学校教員)	41	40.1	6,705	4,949	64	1,756
その他医療職種(看護師) (医療技術職員)	4	52.3	5,805	4,227	120	1,578
任期付職員						
事務・技術						
再任用職員	6	62.3	3,928	3,344	94	584
事務・技術	6	62.3	3,928	3,344	94	584
技能・労務職種						
非常勤職員	3	59.5	3,919	3,019	97	900
事務・技術	3	59.5	3,919	3,019	97	900
教育職種 (大学教員)						

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:「教育職種(附属高校教員等)」には、附属特別支援学校教員を含む。

注3:「教育職種(附属義務教育学校教員等)」には、附属幼稚園教員を含む。

注4:常勤職員の「医療職種」、在外職員、再任用職員の「教育職種」「医療職種」、非常勤職員の「技能・労務職種」「医療職種」については、該当がないため省略した。

注5:常勤職員の「技能・労務職種」、任期付職員の「事務・技術」、再任用職員の「技能・労務職種」非常勤職員の「教育職種(大学教員)」については、該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定される恐れのあることから、区分以外は記載していない。

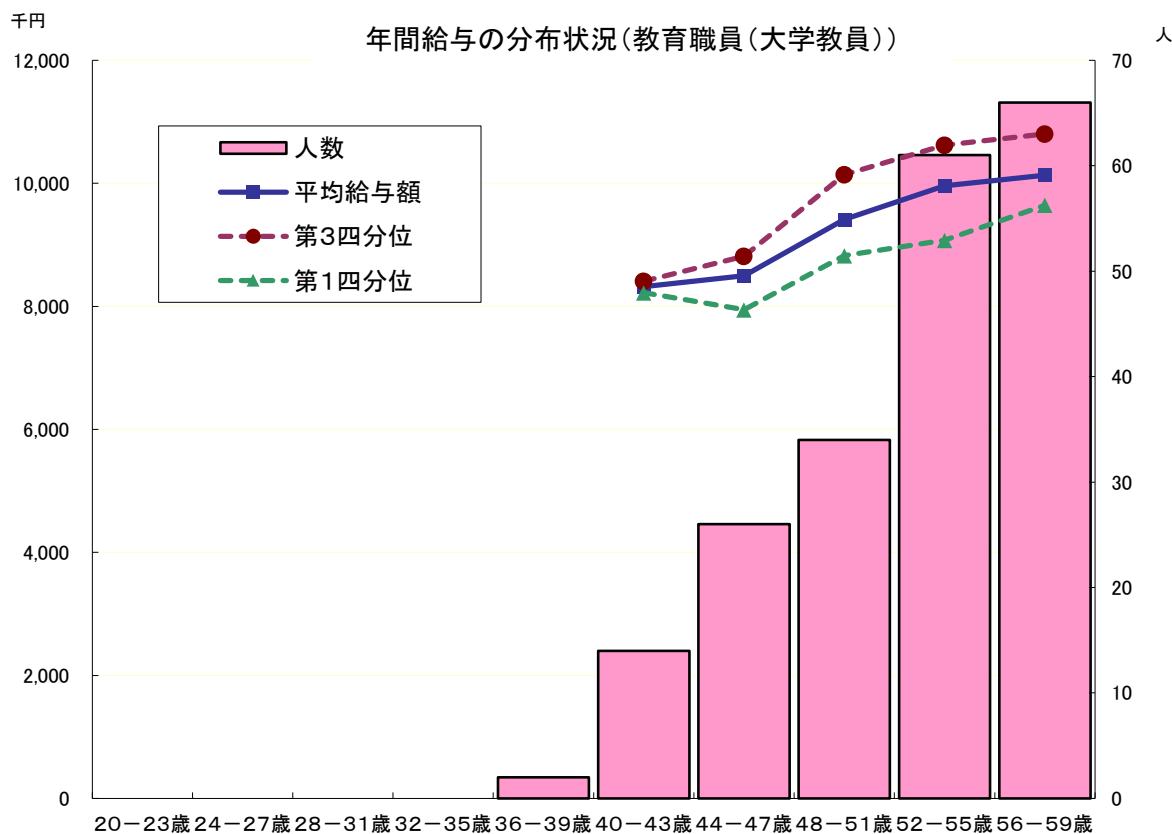
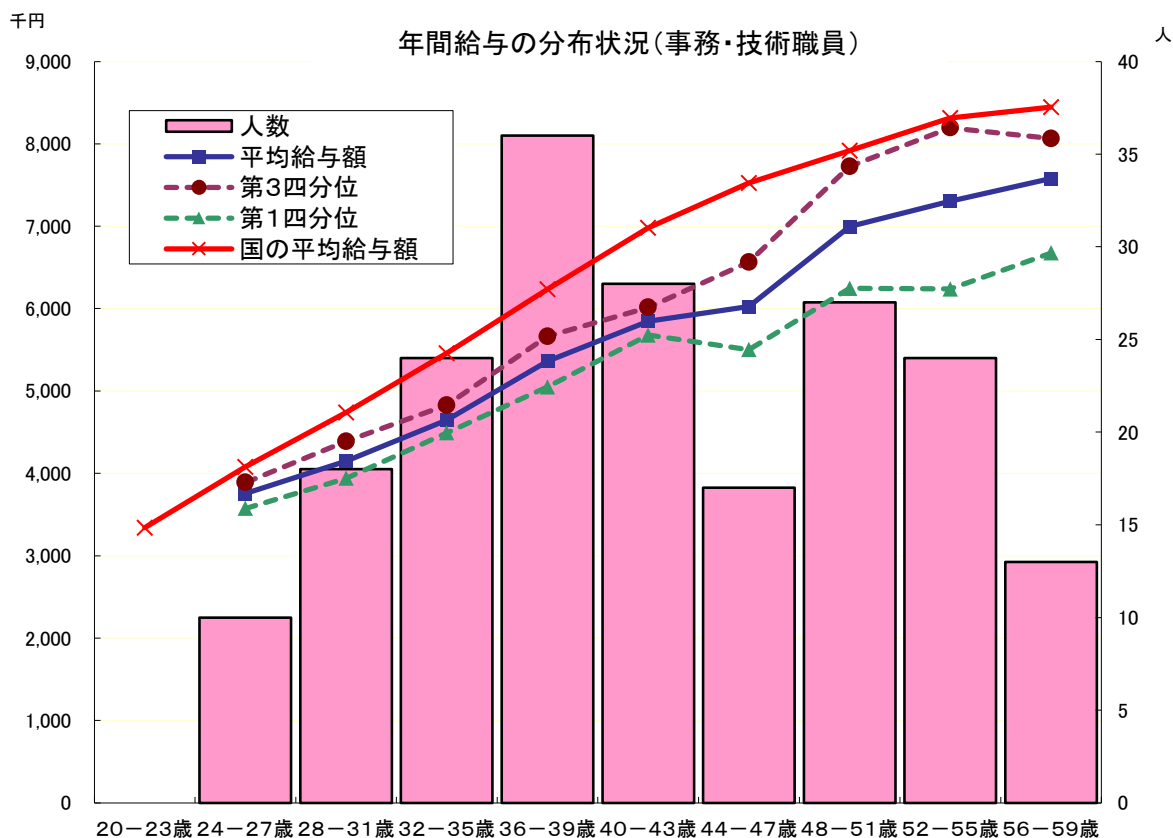
(年俸制適用者)

常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	147	47.5	8,966	6,317	129	2,649
教育職種 (旧年俸制大学教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	32	46.1	9,465	6,085	153	3,380
教育職種 (年俸制大学教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	115	47.9	8,828	6,382	123	2,446
教育職種 (クロスアポイントメント教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
任期付職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	10	56.4	3,959	3,959	169	0
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (大学教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	10	56.4	3,959	3,959	169	0

注1:常勤職員の「事務・技術」「医療職種」、任期付職員の「医療職種」、再任用職員、非常勤職員については、該当がないため省略した。

注2:常勤職員の「教育職種(クロスアポイントメント教員)」、任期付職員の「事務・技術」については、該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、区分以外は記載していない。

② 年齢別年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))
 [在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、④まで同じ。]



注1:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、④まで同じ。

注2:教育職員(大学職員)の年齢36~39歳の該当者は2人以下であるため、当該個人に関する情報が特例されるおそれのあることから、年間給与については表示していない。

③ 職位別年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額		
			平均	(最高～最低)	
	人	歳	千円	千円	千円
部長	4	56.5	9,772		
課長	18	53.1	8,168	8,636	7,105
課長補佐	26	50.6	6,908	7,444	6,236
係長	63	44.6	5,992	6,908	4,984
主任	26	41.7	5,371	6,099	4,717
係員	60	32.2	4,378	5,773	3,686

注1:「課長」には、課長相当職である「副室長」を含む。

注2:「課長補佐」には、課長補佐相当職である「技術主幹」「主幹専門職」を含む。

注3:「係長」には、係長相当職である「技術主査」「主任専門職」を含む。

注4:部長の該当者は4人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額(最高～最低)については記載していない。

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額		
			平均	(最高～最低)	
	人	歳	千円	千円	千円
教授	179	57.5	10,322	12,379	8,554
准教授	79	50.6	8,605	9,470	7,751
講師	15	54.2	8,120	8,784	7,121
助教	4	55.0	6,776		
助手	1	61.5			

注1:助手の該当者は4人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額(最高～最低)については記載していない。

注2:助手の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与の平均額については記載していない。

④ 賞与(令和5年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 54.6	% 54.4	% 54.5
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 45.5	% 45.6	% 45.5
	最高～最低	% 35.3～56.1	% 34.4～54.9	% 34.8～55.0
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 55.2	% 54.8	% 55.0
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 44.8	% 45.2	% 45.0
	最高～最低	% 36.8～49.8	% 35.5～49.8	% 38.8～48.6

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 55.5	% 52.7	% 54.1
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 44.5	% 47.3	% 45.9
	最高～最低	% 53.7～42.7	% 56.0～33.1	% 54.9～38.5
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 56.0	% 55.0	% 55.5
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 44.0	% 45.0	% 44.5
	最高～最低	% 42.3～44.4	% 34.2～51.9	% 39.2～48.4

3 給与水準の妥当性の検証等

○事務・技術職員

項目	内容
対国家公務員 指数の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・年齢勘案 86.3 ・年齢・地域勘案 92.5 ・年齢・学歴勘案 86.0 ・年齢・地域・学歴勘案 92.4 (参考)対他法人 99.6
国に比べて給与水準が 高くなっている理由	該当なし
給与水準の妥当性の 検証	<p>(法人の検証結果)</p> <p>【支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 53.6%】 (国からの財政支出額 7,466百万円、支出予算の総額 13,928百万円:令和5年度予算)</p> <p>【管理職の割合:11.1%(常勤職員数197名中22名)】 【大卒以上の高学歴者の割合:73.6%(常勤職員数197人中145人)】 【支出総額に占める給与・報酬等支給総額の割合:51.5%(令和5年度決算)】 【累積欠損額:0円(令和5年度決算)】 【検証結果】 支出予算の総額に占める国からの財政支出割合は53.6%であるが、累積欠損もなく、また、対国家公務員の指数について検証した結果、社会一般の情勢に適合しているものとする。</p> <p>(文部科学大臣の検証結果)</p> <p>法人の職員の給与水準は、職務の特性や国家公務員、民間企業の従業員の給与等を勘案し、設定の考え方を明らかにすることが求められており、国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、その合理性及び妥当性について、説明責任を果たすべきこととされている。(独立行政法人改革等に関する基本的な方針(平成25年12月24日閣議決定))</p> <p>当該法人は、国家公務員の給与及び他の国立大学法人の給与等を総合的に勘案したうえで、職員の給与水準を設定しており、法人における給与水準の妥当性の検証結果から、適切な対応が執られていると考える。引き続き、適切な給与水準の設定に努めていただきたい。</p>
講ずる措置	今後も引き続き適切な給与水準の維持に努める。

○教育職員(大学教員)

・教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指数 97.1

(注)上記指数は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比較率を基礎に令和5年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

なお、平成19年度までは教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度の教育職(一))との給与水準(年額)との比較指標である。

4 モデル給与

(扶養親族がない場合)

事務・技術職員

○22歳(大卒初任給)※22歳のみ地域手当を除く
月額 196,200円 年間給与 3,240,204円

○35歳(主任)

月額 283,229円 年間給与 4,664,102円

○50歳(課長補佐)

月額 393,760円 年間給与 6,646,964円

大学教員

○27歳(博士修了初任給)※27歳のみ地域手当を除く
月額 301,800円 年間給与 4,975,356円

○35歳(助教)

月額 357,808円 年間給与 5,983,982円

○50歳(教授)

月額 510,176円 年間給与 8,741,659円

※扶養親族がいる場合には、扶養手当(配偶者6,500円(教授にあつては3,500円)、子1人につき10,000円)を支給。

5 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

事務系職員・技術系職員に対しては、国立大学法人茨城大学職員人事評価規程に基づく人事評価等の結果を考慮し、昇給及び昇格の実施並びに勤勉手当の成績率を決定している。

教員に対しては、国立大学法人茨城大学教員の勤勉手当の支給に係る勤務評価規程及び国立大学法人茨城大学教員の業績評価に関する規程に基づく勤務評価等の結果を考慮し、反映している。

年俸制適用教員及び旧年俸制適用教員に対して、事業年度中の外部資金等の間接経費獲得額に応じて、翌年度に外部資金等獲得調整額を支給している。

Ⅲ 総人件費について

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 6,967,952	千円 6,960,966	千円	千円	千円	千円
退職手当支給額 (B)	千円 856,741	千円 405,761	千円	千円	千円	千円
非常勤役職員等給与 (C)	千円 486,201	千円 434,217	千円	千円	千円	千円
福利厚生費 (D)	千円 1,158,934	千円 1,154,769	千円	千円	千円	千円
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 9,469,828	千円 8,955,713	千円	千円	千円	千円

注1:「給与、報酬等支給総額」及び「非常勤役職員等給与」においては、受託研究費、共同研究費、受託事業費等により雇用される職員に係る費用を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「17役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計とは一致しない。

注2:「退職手当支給額」欄は、国の常勤職員に相当する法人の常勤職員に係る退職手当支給額を計上している。

総人件費について参考となる事項

①給与、報酬等支給総額及び最広義人件費の増減要因

給与、報酬等支給総額については前年度比0.1%の減少となっているが、その主な要因としては、教職員数が減少したことによるものである。また、最広義人件費については前年度比5.4%の減となっているが、その主な要因としては、給与、報酬等支給総額の減少に加え、退職者数の減少により退職手当支給額が減少したことによるものである。

②「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成29年11月17日閣議決定)に基づき、平成30年1月から以下の措置を講ずることとした。

役職員の退職手当について、国と同様の支給水準の引下げを実施した。

役員に関する講じた措置の概要:調整率を3.3%引下げた。

職員に関する講じた措置の概要:調整率を3.3%引下げた。

Ⅳ その他

事務・技術、教育職(附属高校教員)、教育職種(附属義務教育学校教員)、その他医療職種(看護師)の定年年齢について、令和5年度から61歳に引上げを行った。以後、2年に1歳ずつ定年年齢を引上げ、令和13年度までに65歳まで引上げを行う。定年年齢の引き上げに伴い、60歳に達した管理監督職の職員は非管理監督職に降職する制度を設けているほか、職員の基本給について61歳に達する年度から7割水準とすることとした。

教育職種(大学教員)の定年年齢は65歳である。